

【案件番号：550004381】

農地法施行規則及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

【総論：地域実践の現場からの立場】

一般社団法人全国ご当地エネルギー協会は、全国各地で地域住民、農業者、自治体、地元中小企業が主体となり、地域の自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入と地域経済の循環を実践するネットワークです。営農型太陽光発電は、荒廃農地の解消、農業者の所得安定、地域防災力の向上、エネルギーの地産地消を同時に実現する地域活性化の要です。

地域で問題となっている「営農実態のない名ばかりの売電事業」に対して厳格な是正・指導・撤去命令を行うことには全面的に賛同します。しかし、市町村の基本計画策定を絶対条件とし、自治体の体制不備によって地域主体の健全な営農型発電まで全国一律で凍結されるような制度設計は、断じて容認できません。地域の現場実態を踏まえた以下の修正を強く求めます。

【該当箇所】

農地法施行規則の一部改正案、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部改正案、附則（経過措置規定）

【意見】

市町村基本計画の未策定により、地域主体の健全な新規事業が全国で停止・凍結することを防ぐため、最低2年間の実質的な移行期間を設けるとともに、旧手続の併用と自治体への人的・財政的支援を制度化すること。

【理由】

1. 自治体現場の過重負担と「新規受付停止」の危機

農山漁村再エネ法の基本計画を作成済みの市町村は全国でわずか126市町村（2026年3月時点）に過ぎません。大半の市町村では、農政・再エネ担当の人員不足やノウハウ不足から、短期間での基本計画策定は不可能です。

改正案の経過措置（施行後わずか4か月）では、庁内調整や農業委員会・地域計画協議会との協議は到底間に合いません。結果として、4か月経過後は全国9割以上の自治体で新規の営農型太陽光の申請窓口が完全に閉ざされ、真面目に準備を進めてきた地元の農業者や地域エネルギー事業者の取り組みが理不尽に頓挫してしまいます。

2. 地域脱炭素と農業振興の現場における大混乱

基本計画が作れない自治体に所在するという理由だけで事業機会が奪われれば、地域主体の分散型電源開発は急停止し、政府の掲げる地域脱炭素ロードマップの達成も不可能になります。行政側の準備不足のしわ寄せを地域の農業者や実践者に押し付けるべきではありません。

【具体的な修正案】

(1) 少なくとも 2 年間の移行期間と旧手続（農地一時転用）の併用保障

最終的な運用指針・標準様式が示されてから最低 2 年間は移行期間とし、その間は基本計画が未策定の市町村であっても、国の最低基準（適切な営農計画・撤去担保等）を満たす案件は従前の農地法一時転用手続を条件付きで利用できるよう附則を修正してください。

(2) 国・都道府県による自治体への強力な伴走・代行支援体制の構築

国は標準的な基本計画・協議会規約・審査要領のひな形を速やかに提示し、地方農政局や都道府県が専門職員の派遣や協議会運営の支援を直接行う体制と予算を確保してください。

(3) 民間からの計画策定提案に対する回答期限と理由開示の手続化

地域事業者や営農者から基本計画の作成・変更提案が提出された場合、自治体は一定の標準期間内に可否を回答し、採用しない場合は正当な理由を書面で示す手続を設けてください。

【参考資料】

- ・農林水産省. (2026). 農地法施行規則及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（案件番号 550004381）.
- ・農林水産省. (2026). 農山漁村における再生可能エネルギー発電をめぐる情勢.